

令和元年5月28日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06586

研究課題名（和文）中国国民党政権期の憲政への移行と人身の自由

研究課題名（英文）Constitutional Government and Personal Liberty of the Kuomintang Government

研究代表者

吉見 崇（YOSHIMI, TAKASHI）

東京大学・大学院総合文化研究科・学術研究員

研究者番号：30805106

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、中国国民党政権（1928年～1949年）が、一党独裁から憲政への移行を図っていくなかで、人身の自由という問題に対して、いかなる制度的、法的な改革を行ったのかを明らかにすることを目的としたものである。研究を進めた結果、以下のような結論を得た。すなわち国民党政権は、一党独裁下の暫定憲法や、中華民国憲法で人身の自由を保障する理念を謳う一方、イギリス（英米法系）のヘイビラス・コーパス（Habeas Corpus）に範をとった法律を制定し、この両者をもって人身の自由を守ろうとしたのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの研究では、国民党政権の性格として、一党独裁の側面が強調されてきたが、本研究の成果により、そうした国民党政権の位置づけを相対化していくことが可能となった。同時に、本研究の成果から、中国近現代史を民主主義や立憲主義という視角からとらえていく必要性を提起することができた。さらに、本研究の成果は、1949年以降の中国、すなわち中華人民共和国史や戦後台湾史を、国民党政権史からの連続性・断絶性という視角からとらえ直し、現在の中国や台湾を歴史的に再考することにつながっていけるとと思われる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of the current study is to determine the institutional and legal reforms concerning personal liberty, on which the Kuomintang government (1928-1949) embarked while transitioning from a one-party rule to a constitutional government. Based on the results of the conducted research, it can be concluded that the Kuomintang government sought to protect personal liberty in two ways -by insisting on the guarantee of personal liberty within the constitution (both the provisional one and the one adopted in 1947) and also by the implementation of laws based on Britian's habeas corpus (i.e. Anglo-American law).

研究分野：中国近現代史

キーワード：中国 中華民国 中国国民党 憲政 人身の自由

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の学術的背景

中国国民党政権(1928年~1949年)をめぐるこれまでの政治史研究は、訓政と呼ばれる国民党の「一党独裁」が「脆弱な一党独裁」であることを明らかにしてきた(久保亨『戦間期中国 自立への模索 - 関税通貨政策と経済発展』東京大学出版会、1999年、王奇生『黨員、党権と党争: 1924年~1949年中国国民党的組織形態』上海書店出版社、2003年など)。

さらに近年では、国民党が訓政を終え、中華民国憲法の公布・施行をもって始まるとした憲政についての研究が活発化している。その代表的な研究として、国民の自由や権利の保障という視角から、中華民国憲法(またはその草案)における直接保障主義・間接保障主義の規定について分析した研究(中村元哉『戦時中国の憲法制定史』久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』慶應義塾大学出版会、2014年など)や、権力分立という視角から、立法院(国会に相当)による行政府の掣肘について分析した研究(金子肇『戦後の憲政実施と立法院改革』姫田光義編『戦後中国国民政府史の研究』中央大学出版部、2001年など)が挙げられる。そして国民党政権は、近現代中国の立憲主義や民主主義の歴史において、特筆すべき一時代と位置づけられ始めている。

(2) 研究の動機

本研究の研究代表者は、以上のような研究状況に鑑みながら、これまでは、国民党政権の憲政への移行と、司法権の独立をめぐる改革や検察改革といった司法改革との関係性、または法を機能させていく上で暴力を前提としている警察制度の改革との関係性について、研究を進めてきた。そうしたなかで、国民党政権期の憲政と人権保障の関係性を研究しなくてはならないと痛感した。そこで本研究は、当該期にそのあり方をめぐって激しい論争が繰り広げられた人身の自由について、国民党政権がどのように取り組んだのかを明らかにすることを研究課題として設定するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、国民党政権が、人権保障、特に人身の自由について、憲法および下位諸法・諸制度の立案、整備の過程で、いかなる議論、決定をしたのかを分析することを通じて、国民党政権が試みた憲政への移行の意義を考察することを研究の目的とした。具体的には、1936年に発表された中華民国憲法草案(「五五憲草」)および1947年に公布・施行された中華民国憲法の起草、制定の過程での人身の自由をめぐる議論と決定の分析、1935年に公布された「提審法」(不当な身体の拘束等について異議申し立てをする際に根拠となる法律)および日中戦争期の1944年に公布・施行された「保障人民身体自由弁法」の立案、制定過程の分析を課題として設定した。そして本研究は、これらの課題を当該期の国内外情勢との関わりを重視しながら分析し、国民党政権の歴史的意義を20世紀中国史のなかで位置づけなおすことを目指した。同時に、現代中国においてもなお未完の課題として存在する憲政や人権保障の問題を歴史的に照射する視座を構築することにつなげることを目指した。

3. 研究の方法

(1) 平成29年度は、本研究と関わる先行研究を精査し、その問題点と課題をより明確にすることに努めた。その際、政治過程史研究(西村成雄『20世紀中国の政治空間 - 「中華民族的国民国家」の凝集力』青木書店、2004年など)や、政治外交史研究(王建朗『太平洋戦争爆発後国民政府外交戦略と対外政策』武漢大学出版社、2010年など)もあわせて検討した。なぜなら、国民党政権の憲政への移行と人身の自由という課題を考察するためには、当該期の国内外情勢、すなわち政治過程や対外関係についても十分注意する必要があると考えたからである。さらに、国民党政権の歴史的意義を20世紀中国史のなかで位置づけ、また現代中国における憲政や人権保障の問題を歴史的に照射する視座を提示することを目指した本研究の目的に照らし、国民党政権期の前後における同様のテーマを扱った先行研究(清末から北京政府期は森川裕貴『政論家の矜持』勁草書房、2015年など、人民共和国期は毛里和子『現代中国政治〔第3版〕 - グローバル・パワーの肖像』名古屋大学出版会、2012年など)も広く参照し、連続と断絶についても考察した。その上で、平成29年度は、「五五憲草」(1936年)および中華民国憲法(1947年)の起草、制定過程において、人身の自由をめぐる、どのような議論が展開し、いかなる決定(憲法による明文化)がなされたのかについて分析した。「五五憲草」については、立法院院長の孫科を中心とした憲法起草委員会での議論や決定、中華民国憲法については、制憲国民大会での議論や決定をそれぞれ分析するため、国史館(蒋介石個人文書、国民政府文書、国民大会文書など)や中国国民党文化伝播委員会党史館(国民党の会議記録など関係文書)で調査を実施して、研究を進めた。

(2) 平成30年度は、「提審法」(1935年)および「保障人民身体自由弁法」(1944年)の立案、制定過程を分析した。具体的には、第一に、国史館(蒋介石個人文書、国民政府文書、

行政院文書、司法行政部文書など）中国国民党文化伝播委員会党史館（国民党の会議記録など関係文書）で調査を実施して、国民党政権内で人身の自由をめぐるどのような議論が展開され、法案についていかなる選択や対立が存在したのかを詳細に跡づける作業を行った。そして第二に、当該期のアメリカやイギリス側の史料を調査し、アメリカとイギリスが国民党政権の憲政への移行と人権保障についてどのように評価していたのかを分析した。なぜなら、日中戦争期の中国は、アメリカ、イギリスとともに連合国の一員であり、アメリカやイギリスは、中国の憲政や人権保障の問題を、民主主義国家が否かを判断する重要な要素として注視していたからである。本研究は、国民党政権期の政治史研究であるが、こうした「外からの視線」の考察も取り入れることで、分析を立体的に行うことを目指した。

4. 研究成果

(1) 本研究は、上述した具体的な課題の分析から、以下のような結論を得た。

すなわち国民党政権は、その成立直後から、人権に関する命令を發布したように、人権保障を重要な問題としてとらえていた。そして、それに対して国民党外のリベラリストである胡適らから批判が加えられ、さらなる措置を求められたことによって、国民党政権内からは、イギリスで発祥したヘイピラス・コーパスを制度的、法的モデルとして念頭に置く動きがあらわれてくる。

その潮流は、1931年の中華民国訓政時期約法の制定、さらに1932年から始まった中華民国憲法草案の起草（憲法制定活動）のなかで強まっていった。その結果、1936年の「五五憲草」では人身の自由を保障する理念が謳われた一方、1935年に公布された「提審法」では、ヘイピラス・コーパスに範をとりながら、その具体的な手続が明示された。

しかし、1935年から1936年の中国では、日本の華北侵攻や、中国共産党の掃討の継続、抗日デモが反政府運動へと変化する可能性といった、国民党政権にとっては複雑な国内情勢が存在したため、「提審法」の施行は憲法の公布日とされ、その施行は事実上延期されたのである。こうして日中戦争期には、提審法の早期施行が人身の自由を保障する上で最も重要であるという議論の構図が生まれることになる。

1941年の日本による真珠湾攻撃以後、中国は連合国の主要メンバーとなったことで、1942年にアメリカ、イギリスとの不平等条約撤廃を宣言し、新条約を締結する。一方、国内情勢に目を転じれば、国共両党以外の政治勢力も参加し、戦時議会と呼ばれることもある国民参政会では、「提審法」の早期施行を求める声が高まっていた。そのため、国民党政権は、こうした国内外情勢を強く念頭に置きながら、憲法の公布を待たずして、1943年に「提審法」を施行すると決断する。

しかし、その決定がなされた同時期に、ソ連がコミンテルンを解散し、国共両党間の緊張が急速に高まり、蒋介石らは共産党の本拠地であった陝西省・延安の攻略も視野に入れていたため、「提審法」はその足かせになると判断され、一度は決まった「提審法」の施行は延期されることになった。

だが、国民党政権内外のリベラリストたちは、当該期中英関係の重要性を訴え、同時に中国が実施を試みる憲政のモデルとしてイギリス憲政を称賛し、その文脈のなかで蒋介石に「提審法」の早期施行を迫った。その結果、蒋介石は、「提審法」の施行に代わり、戦時において人身の自由を守る暫定的な規則をまずは制定すると決定する。それが1944年に公布・施行された「保障人民身体自由弁法」であった。

このように蒋介石は「提審法」の施行を延期する一方で、「保障人民身体自由弁法」を公布・施行したが、国民党政権内では孫科立法院院長らが異議を申し立て、他方でアメリカのガウス駐華大使ら連合国のメンバーも批判的な眼差しを向けた。さらに共産党や国民参政会からも、「保障人民身体自由弁法」に対して、不満が噴出した。そのため、1946年2月に蒋介石はついに「提審法」の施行に同意した（同年3月に「提審法」は施行された）。そして1947年に中華民国憲法が公布・施行され、憲法で人身の自由を守る理念を規定し、具体的な手続を「提審法」で定めるといったシステムが構築されたのである。これは、近現代中国での人権保障をめぐる歴史のなかで、ひとつの到達点と位置づけることができる。

(2) 以上のような成果を得た本研究は、国内外の研究に対して、次の3つのインパクトを与えたと考える。

第一に、国民党政権史研究に対して、新たな同政権像を提示したことである。本研究が明らかにしたように、国民党の一党独裁は憲政へ移行するまでの時限的なものであり、その過程において、立憲主義や民主主義の理念を実現する制度的、法的改革が試みられたのである。

第二に、近現代中国を立憲主義や民主主義の歴史という視角から検討する有効性を確認できたことである。よって本研究を通じ、中国近現代史という枠を超えて、他国史や他地域における立憲主義や民主主義の歴史との比較、検討を行っていくことができる。さらに、政治学や法学といった他領域の学問との対話も可能になると思われる。

第三に、1949年以降の中国（＝中華人民共和國史）を相対化する可能性を示唆できたことである。すなわち、今日伏流しているとはいえ、本研究が明らかにしたように、近現代中国には確かに立憲主義や民主主義の歴史が存在した。そうであるならば、1949年でその全てが断絶し

たという見解は再考されなければならない。そのため本研究は、1949年以降の中国を今後再考していく上で重要な前提作業となり得たと考える。同時に、国民党政権が撤退した1949年以降の台湾（＝戦後台湾史）を、中国近現代史からとらえ直していくことも可能となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

吉見崇、書評 中村元哉著『対立と共存の日中関係史 - 共和国としての中国』、アジア研究、査読有、第65巻第1号、2019、122 - 125

〔学会発表〕(計4件)

吉見崇、1940年代中国の憲政転型と警察制度改革 - 以警管区制を中心的な探討、「百変民国：1940年代之中国」青年学者論壇会議、2019

吉見崇、書評 中村元哉著『対立と共存の日中関係史 - 共和国としての中国』、民国史論の会、2018

吉見崇、抗戦期中国における人身の自由をめぐる角逐、民国史論の会、2017

吉見崇、書評『中華民国專題史』(南京大学出版社、2015年)第16巻〔国共内戦〕、第17巻〔香港と内地関係研究〕、日本現代中国学会関東部会定例研究会、2017

〔図書〕(計1件)

吉見崇(波多野澄雄・久保亨・中村元哉編)、慶應義塾大学出版会、日中終戦と戦後アジアへの展望、2017、302

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。